

令和6年 第7回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和6年7月30日(火) 午後2時00分～

2. 場 所 颯娃文化会館

3. 出席委員(16人)

会 長 1 番 本木下 裕一

会長職務代理

委 員	3 番 月野 貴大	4 番 吉崎 久男	5 番 東垂水 勝秀
	6 番 松永 克生	7 番 高江 京子	8 番 永山 明美
	9 番 福元 幸志	10 番 松蘭 勝郎	
		13 番 大坪 幸博	14 番 桑代 純一
	15 番 栢川 明子	16 番 松村 孝徳	17 番 池田 慎
	18 番 梶山 俊孝	19 番 宮原 俊郎	

4. 欠席委員(3人)

2 番 大隣 初美 11 番 下之門 信洋 12 番 六反田 達郎

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第 44 号 農地所有適格法人の承認について
- 日 程 第 6 議案第 45 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第 46 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 8 議案第 47 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 9 議案第 48 号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日 程 第 10 議案第 49 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 11 議案第 50 号 非農地証明願について
- 日 程 第 12 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宇都 寿彦
 農政係長 折尾 武志 松下 剛史
 農地係長 神村 洋一 赤崎 隆明

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。大隣委員，下之門委員，六反田委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 16 名で，会議の定足数に達しております。

これより令和 6 年第 7 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが，別添 1 の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思ひます。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 （諸般の報告をおこなう。）

議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので，これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のうゑ，自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により，10 番松園委員，13 番大坪委員を指名し，会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は，本日 7 月 30 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって，会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。3 点でございます。

法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知事案が 6 件ございました。

貸人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

解約の理由は貸人の 4 条転用申請によるもの 1 件、自分で耕作するものが 1 件、死亡 1 件、所有権移転によるものが 1 件、耕作者変更によるもの 1 件借人の耕作条件が悪い事によるものが 1 件です。地目の内訳は、田 2 筆 616 m²、畑 22 筆 30,901 m²の合計 24 筆 31,517 m²で全て颯娃地域 6 件です。

続きまして、説明致します 6 頁～でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が 50 件ございました。貸人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表の〇〇〇〇さん、借人は同じく颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 49 件です。貸人主導によるもの 13 件、借人主導によるもの 37 件です。

地目の内訳は、田 22 筆 15,891 m²、畑 51 筆 59,547 m²の合計 73 筆 75,438 m²で、颯娃地域 29 件、知覧地域 10 件、川辺地域 11 件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第 4 「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 17 頁からになります。今回は新規認定 1 件、再認定 3 件です。新規認定の株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんで農地の集積や集約化、制度資金等の活用によるスマート農業用機械等の導入、年間の雇用や労力の平準化により経営の安定を図るものであります。

再認定 3 件の内訳としましては、お茶の専業 1 件、露地野菜等の複合経営が 2 件、地域別で颯娃 2 件、知覧 1 件であります。

資料の 19 頁が一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 議案第44号「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 資料は、20 頁からになります。

今回は、南九州市颯娃町〇〇 〇〇〇番地 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、焼酎用原料芋の加工委託業、農産物の生産、加工及び販売等で、会社設立は平成17年11月29日で、構成員は1人となっています。資本金の額は〇〇〇円です。

農地所有適格法人になるためには4つの要件を満たさなければなりません。まず、「法人形態要件」については、株式会社で、次に「事業要件」については、主な事業は、酎用原料芋の加工委託業、農産物の生産、加工及び販売となっており、「構成員要件」については1人で、常時従事（150日）する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業に150日以上従事し、かつ1人以上が法人の農作業に年60日以上従事します。

後ほど、旧農業経営基盤強化促進法による審議案件があります。

以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第44号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第44号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長 次に、日程第6 議案第45号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係 説明いたします。26 頁の3条所有権移転10件でございます。

譲渡人は兵庫県〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。地目の内訳は、田3筆2,167㎡、畑8筆3,406㎡の合計11筆5,573㎡で、理由につきましては、相手方の要望7件、知人等からの受贈2件、自宅に隣接する農地での農業1件です。

10a当たりの取引価格につきましては、田が無償のため0円、畑が15千円から866千円です。

10a 当たりの取引価格の平均としましては、田が無償のため0円、畑が425千円でございます。地域別では、颯娃地域3件、知覧地域4件、川辺地域3件です。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断

につきましては、申請書及び提出されました 27 頁～37 頁の調査書、営農計画書及び誓約書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 45 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 7 議案第 46 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。松永委員をお願いします。

6 番委員 報告いたします。39 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 40 頁から 44 頁になります。

申請人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、颯娃町〇〇字〇〇〇〇番、畑 1,015 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で農業を営んでおり、現在使用している農業用倉庫が手狭になったことから、申請地に農業用倉庫及び資材置場を整備するものです。申請地の北側は畑に、東側南側西側は里道に接しています。

現状のままで利用しますが、土留め工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして 39 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 45 頁から 48 頁になります。

申請人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は颯娃町〇〇字〇〇〇〇番、畑 558 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内に居住する個人で、借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築するものです。申請地の北側西側は宅地に、南側東側は里道に接しています。

現状のままで利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼさないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。
補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分としては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外である『農業用施設等』に区分されます。

また、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

審議番号2番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第3種農地に区分されます。

ここで資料48頁を御覧ください。転用に係る一般基準の中の転用面積については、本県においては、一般住宅について概ね500㎡との運用基準がございますが、本申請面積は558㎡となっています。

申請地の南側道路幅は4m以下となっているため、建築基準法でいう接道義務で、4m未満の道路については道路中心から2m後退して家を建てなければならないこととなっています。また、申請地東側道路向かいの土地が2m以上の高さになっていることから、この場合は、高さの2倍の距離には建築できないことになっているため、建築できない南側部分、東側部分の面積が合計66㎡あり、その面積は、転用の基準面積に含めないと示されていることから、558㎡-66㎡は492㎡となり、一般住宅の500㎡の運用基準を満たしていることを確認しています。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第46号「農地法第4条許可申請に対する許可について」は、審議番号2番は申請どおり許可し、審議番号1番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第46号に係る案件については、1件は申請どおり許可し、1件は、県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議 長

次に、日程第8 議案第47号「農地法第5条許可申請に対する許可につ

いて」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。桑代委員をお願いします。

14 番委員

報告いたします。50 分の審議番号 1 番です。関連資料は 51 分から 56 分になります。

借人は京都市の〇〇〇株式会社です。貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は知覧町〇〇字〇〇〇番、畑 1,078 m²で〇〇自治会に位置します。申請人は、京都市に本店を置く〇〇事業を営む法人であり、経営の安定を図るために、申請地に九州電力の送電網を使用した太陽光発電施設を設置し、自家消費するものです。

申請地の北側は市道に、東側南側西側は里道に接しています。60cm 程度の盛土と 30cm 程度の切土を行いますが、土留め及び法面保護をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、施設内は浸透枳を 2 箇所設置し地下浸透させます。日照・通風等については、施設の高さが 1.5m のため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。借地料は〇〇年契約で年〇〇〇円です。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

代替地を検討しましたが、合意に至らなかったとのこと。また、太陽光発電施設であるため、市の「再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」による隣接所有者及び自治会長等への周知報告書が提出されています。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 47 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
 よって議案第 47 号について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 9 議案第 48 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。
 事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。58 号をご覧ください。「所有権移転」です。
 譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか 5 件です。設定面積は田 4 筆 2,045 m²、畑 8 筆 12,215 m²、合計 12 筆 14,260 m²で、理由につきましては規模拡大 2 件、受贈 4 件です
 10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が 440 千円でございます。
 地域別では、潁娃地域 6 件です。
 続きまして、61 号の「賃貸借利用権の設定」です。
 利用権を設定する者は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 105 件です。設定面積は田 55 筆 35,760 m²、畑 97 筆 107,639 m²の合計 152 筆 143,399 m²で、潁娃地域 41 件、知覧地域 8 件、川辺地域 57 件となっております。
 続きまして、76 号の「使用貸借利用権の設定」です。
 利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は同じく潁娃町〇〇の株式会社〇〇〇さん外 28 件です。設定面積は田 17 筆 10,751 m²、畑 21 筆 16,995 m²の合計 38 筆 27,746 m²で潁娃地域 7 件、知覧地域 5 件、川辺地域 17 件となっております。
 以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。
 以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、所有権移転のうち〇〇委員が 4 番、賃貸借利用権のうち〇〇委員が 57 番、使用貸借権のうち〇〇委員が 9 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので採決いたします。
 議案第 48 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
 よって、議案第 48 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 48 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。
 関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいと思います。
 御異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 それでは、関係委員の退室を求めます。
 (退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
 議案第 48 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
 よって、議案第 48 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。
 (入 室)

議 長 関係委員に報告いたします。
 議案第 48 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 49 号「農地中間管理事業に係る農用地利用等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。
 事務局に提案説明を求めます。

農地係長 資料は 82 頁からになります。
 今回の契約開始は R6. 10. 1 開始分となっています。
 利用権を設定する者は南さつま市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は同じく南さつま市の〇〇〇〇さん外 129 件です。
 設定面積は田 11 筆 9,409 ㎡、畑 119 筆 114,335 ㎡の合計 130 筆 123,744 ㎡で頴娃地域 25 件、知覧地域 78 件、川辺地域 27 件となっております。
 以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。
 以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員が 108 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 49 号「農地中間管理事業に係る農用地利用等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 49 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

議 長 それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 49 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議 長 〇〇委員に報告いたします。

議案第 49 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 50 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。永山委員お願いします。

8 番委員 報告いたします。89 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 90 頁から 92 頁になります。

申請人は兵庫県〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は颯娃町〇〇字〇〇〇番、田 207 m²で〇〇自治会に位置します。申請人の父が死亡する前の昭和 61 年頃までは管理が来ていましたが、その後、徐々に山林化し、現在の状態に至っています。

農地への復元は著しく困難であり、県外在住であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
10 番委員

次に、松菌委員お願いします。

報告いたします。89 ㊦の審議番号 2 番です。関連資料は 93 ㊦から 95 ㊦になります。

申請人は登記名義人の相続人である鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は川辺町〇〇字〇〇〇番、畑 147 m²で〇〇自治会に位置します。申請地は平成 10 年頃から耕作が困難となり、その後、徐々に山林化し、現在の状態に至っています。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

89 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は 96 ㊦から 98 ㊦になります。

申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇字〇〇〇番、田 315 m²で〇〇自治会に位置します。昭和 57 年に申請人の父が建物を建築し、申請人が相続をしたもので、現在も建物が建っています。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、宅地については建物が完成してからの経過年数や利用状況を、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 50 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 50 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長

次に、日程第 12「その他」でございしますが、委員の方々から何かございませんか。

14 番委員 農作業標準賃金表に「草払い」がありますが、今後トラクターモアによる除草作業の単価表示の要望

農政係長 標準賃金協議会における協議による。又、近隣市町の動向も確認する。

事務局長 トラクターモア、ハンマーナイフモアがありますので、どこを基準にするのか難しいので農業公社や多面を参考にしながら行いたい。

議 長 先月、〇〇委員より市長と語る会の提案がありましたが、市長も農業振興のために委員の意見を聞きたいとの事でした。日程調整については事務局に任せますが、推進委員も交えた中での議論となると偶数月の総会終了後に、1 時間程度の運びとなると思います。テーマを4～5に絞って執行部とも調整を行って議論していきたい。農家さんの声を反映できるようなテーマにしていきたい。今月持ち帰り来月意見を頂きたい。推進委員には通知し来月報告を頂く。

14 番委員 先ほどのトラクターモアについて「収益性のある農地」、 「非農地」の区分をお願いしたい。

農政係長 検討材料とし、協議会に諮る。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長 今後の日程について連絡

農政係長 閉会後に各地区に別れていただきまして、遊休農地をテーマとした話し合いをして頂きます。

議 長 その他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和6年第7回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後2時50分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 10 番 _____

会議録署名委員 13 番 _____